

みやこ

京・くらしの安心安全情報 第1号

京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課

1 相談の概要

※ 4月～7月の相談件数は2,918件で、前年同時期(2,914件)と比べ横ばい!

※ 依然として被害が多い不当請求・架空請求!

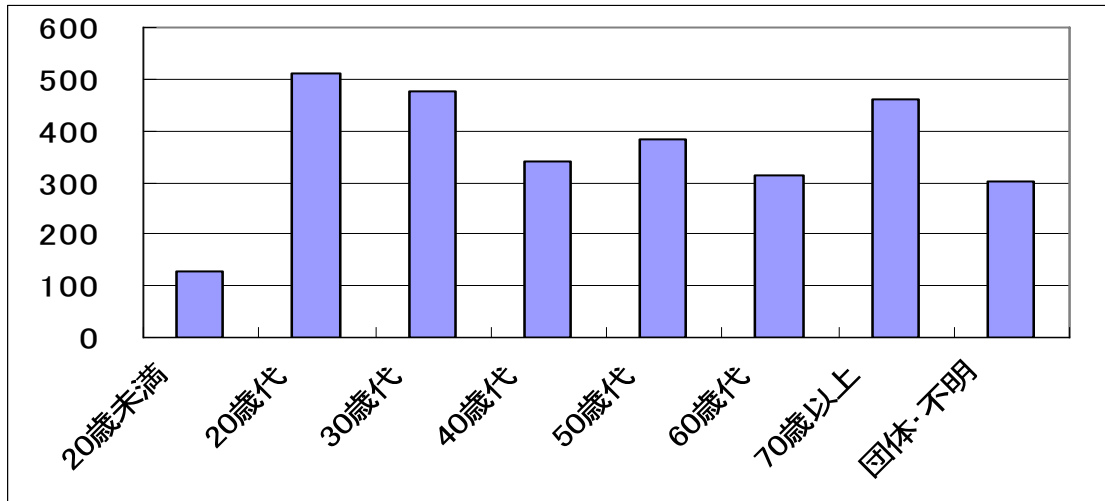
相談ベスト10

商品・役務別相談件数

商品・役務名	件数	構成比	主な内容
不当請求・架空請求	998	34.2%	はがきによる架空請求, アダルト情報サービスなど
賃貸住宅	211	7.2%	敷金返還トラブルなど
食器・台所用品	79	2.7%	浄水器
書籍・印刷物	69	2.4%	百科事典, 紳士録など
理美容	68	2.3%	エステサービス
家屋修繕工事	66	2.3%	屋根, 床下工事, 設備工事
教室・講座	65	2.2%	英会話教室
電報・電話	60	2.1%	通話料, 電話加入権, 電報
文具・事務用品	60	2.1%	電話機類, パソコン機器類, 文具用品
その他	1,242	42.6%	
合計	2,918	100.0%	

年齢構成

年 齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体・不明	合 計
件 数	129	512	476	340	385	313	462	301	2,918
構成比	4.4%	17.5%	16.3%	11.7%	13.2%	10.7%	15.8%	10.3%	100%



※ 依然として被害が多い不当請求・架空請求

昨年度に相談件数が激減したとはいえ、現在も商品・役務別の相談件数全体の3割以上を占めています。

架空請求はがき

民事訴訟通達管理局，法務局共同管理センターなどと、公的機関に似た名称を使用し，利用した覚えのない架空の債権などを請求し，強制執行するなど不安をあおるものが多数を占めていますが，国民生活センターによれば，最近新たに，実在する弁護士名を騙ったものや地上デジタル放送への移行に便乗したものなど，更に巧妙化した手口による被害が発生しており，一層の注意が必要です。

ワンクリック詐欺

アダルトサイトにアクセスすると，いきなり「登録ありがとうございました」などと表示され，料金を請求されるものが多数を占めています。契約確認画面がない場合は，契約が有効に成立しているとはいえません。安易な支払や事業者への確認行為は，被害の拡大につながりますので，十分注意してください。

2 緊急情報

※ 浴室暖房乾燥機に関する注意喚起について

浴室暖房乾燥機(株式会社ハーマンプロ, 株式会社ハーマン, 株式会社ノーリツ製)の一部の機種について, 電源線が発熱・発火し, 火災に至る可能性があることが判明したため, 上記製造会社による自主的な点検・部品交換作業を行なっています。⇒詳しくは国民生活センターホームページへ

(http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20060821_2.html)

※ シュレッターに関する注意喚起について

シュレッターによる指切断事故(アイリスオーヤマ株式会社, カール事務器株式会社)に関する注意喚起を行なっています。

⇒詳しくは国民生活センターホームページへ

アイリスオーヤマ: (http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20060823_1.html)

カール事務器: (http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20060823_2.html)

※ 電子レンジ加熱式湯たんぽに関する注意喚起について

電子レンジで加熱して使用する湯たんぽ((株)ADEKA, (株)タカラトミー)の火傷事故に関する注意喚起を行なっています。

⇒詳しくは経済産業省ホームページへ

(<http://www.meti.go.jp/press/20061002006/20061002006.html>)

3 トピックス

消防法の改正により, 戸建住宅や共同住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました。国民生活センターによると, 悪質訪問販売事業者が強引に購入や設置をせまるなどの相談が各地の消費者センターに寄せられています。本市においてもこうした手口が増加する可能性がありますのでご注意ください。

⇒ 平成18年6月1日から義務付けられたのは, 新築住宅への設置です。既存住宅への設置は, 各都市の条例で定める日から義務付けられ, 本市では, 平成23年5月31日までに設置する必要がありますが, 「今すぐ設置しないと罰せられます」などのトークは全くのたらいまわしです。

⇒ 消防署や自治体が火災警報器を販売したり販売を委託したりすることはありません。(ホームセンター等で購入できます。)

4 お知らせ

※ 京都市消費生活審議会に係る市民委員の公募について

今年12月に、京都市消費生活審議会の委員の改選時期を迎えるに当たり、10月1日から10月31日まで市民委員を募集しています。

詳しくは、市民生活センター、各区役所・支所、市役所案内所等で配布中の「京都市消費生活審議会公募委員応募用紙」を御覧ください。市民生活センターホームページにも掲載しています。

※ 暮らしの達人 川柳・標語の募集について

消費者問題や消費生活に関する川柳と標語を募集しています。

- 消費者川柳（高校生以上の方、応募は1人1部門につき2点まで）
テーマ：①自由部門(テーマ問わず) ②課題部門(お題「うまい話」)
- 小学生・中学生標語（応募は1人2点まで）
テーマ：①お金と暮らし ②食べること ③京都・暮らしの知恵
⇒ いずれも10月31日(火)必着。応募方法については市民生活センターのホームページを御覧ください。

悪質業者から身を守る 6つの心得

- 1 見知らぬ人の親しげな訪問，接近は要注意。簡単にドアを開けない。
- 2 甘い言葉に御用心。うまい話はまず疑う。
- 3 預貯金，家族構成などのプライバシーは明かさない。
- 4 納得できるまで説明を受け，署名や押印は慎重に。
契約書は必ず受け取り，よく読んで大切に保管しておく。
- 5 「結構です」，「いいです」といった曖昧な言葉は使わない。
必要なければキッパリ「いらぬ」と断る。
- 6 一人で決めず，契約前に家族や身近な人，市民生活センターに相談する。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市市民生活センター ☎256-0800（消費生活相談専用）

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F

* 悪質商法の手口や対処法の詳細については、当センターのホームページ (<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/soudan>) をご覧ください。

* 週末の相談は、消費生活週末（土日）電話相談へ：

257-9002 午前10時から午後4時